

平成三十年二月十日發行
皇學館論叢第五十一卷第一号 抜刷

書評

太平和典著『日本後紀の研究』

森
田
悌

太平和典著『日本後紀の研究』

森田 悌

第二部

(一)

本書は著者が平成二十八年四月に皇學館大學大学院へ提出し翌年三月に博士の学位を取得した学位請求論文を基にしたもので、始めに目次により内容を示すと、次の通りである。

序論

第一部

第一章 『日本後紀』の諸本をめぐる問題

第二章 『日本後紀』の編纂と藤原緒嗣

第三章 「桓武天皇の遺勅」について

第四章 『日本後紀』における平城上皇に対する叙述―

葉子の変を中心として―

第五章 二十卷本『日本後紀』の基礎的検討

第六章 『類聚日本紀』の基礎的検討

第七章 二十卷本『日本後紀』の編纂と流布をめぐる

第八章 尾張藩二代藩主徳川光友の学と堀杏庵門下

第九章 『日本逸史』延暦十三年十二月庚申是日条考―賀

茂社行幸初見記事の出典をめぐる―

序論では著者の『日本後紀』を含む六国史を読むにあたっての原則的立場を展開しており、六国史が勅撰であることに依る政治性を帯びるとはいえ、編者に依る政治的意図に基づく事実の改竄や隠蔽が行われていたとは考えられないと論じ懐疑的に見るのではなく素直に読み進める必要性を述べている。この素直に非ざる読み方―撰者に依る意図的な史料の改竄、隠蔽を

認める方法を著者は「記事を虚実に切り分ける」とこととされている。この著者の方法論に対し筆者の所感を記すと、共感するところがある一方で、虚の部分の存在の可能性を含んでおくことも不可欠なのではないかと考えている。

著者は『日本書紀』絡みの研究において記紀に信用を置かないことがイコール「科学的」であるといった風潮を示すとするいくつかの研究例批判を紹介しているが、筆者はこの点については同感するところが多い。『日本書紀』も大化改新以降ともなれば時々で作成された史料が編者の手許にあり、それに基づいて撰述が進められているとみられるもの、それ以前となると多分に帝紀や家記、家伝といった謂わば臚な伝承を取り集めた記録に基づく記述が少なくなく、往々にして虚にわたっているという批判が正統視されているのが現況であるが、伝承、即信拠性を欠くという所論には筆者も違和感を感じるのである。『日本書紀』の神功皇后紀の記述など無視するのが一の風潮であるが、そこに見える千熊長彦は百済人が作ったとされる『百済記』において職麻那那加比跪という名前で登場してくる人物であり、『日本書紀』における伝承が『百済記』の記述に合致していることが分かるのである。筆者は成務紀の国造設置関係の記事なども十分に信拠し得ると考えており、著者の一連の『日本書紀』絡みの研究に対する批判に同感するのである。但

太平和典著『日本後紀の研究』（森田）

し『日本書紀』では倭五王時代の日本の君主が中国へ朝貢し冊封を求めていたという事実について、全く無視、沈黙しているのも事実である。推古朝において対中国対外交を意図し、その後もそれを継承した奈良、平安の為政者が、五世紀の朝貢外交を不都合な事実として抹消を図っているのであるが、これは撰者の政治的判断による偏向的な態度の表れと言わざるを得ないように思う。推古朝の対隋外交において天子なる称号を用いたことに誤りないが、天皇なる称号を用いたという『日本書紀』の記述はやはり正しくなく、改竄があると言わざるを得ないだろう。

大化以降、奈良・平安時代を扱った『続日本紀』以下の国史においては確実な文書史料が編者の手許に集められていたとみられるので、それらに基づいて撰述が進められたと考えられ、伝承による記述を不可避とした大化前代に関わる『日本書紀』の記述とは自ずと異なるが、それでも史料の選択や引用の仕方により異なった歴史像の復元が可能になるので、記事を読み進めるにあたっては慎重な検討が必要である。『続日本紀』延暦四年八月十月条にみえる藤原種継暗殺事件に関わる記事は先ず原撰というべきものがあり、次いで桓武天皇が改定して早良親王が関与したことを明示する記事に手直しを加え現行本の記事になり、その後藤原仲成が原撰に戻し、更に嵯峨天皇が現行のあ

り方に戻したという事実がある。周知の如く原撰のあり方は『日本紀略』に抄録されており、『日本紀略』の記事により罪人らの尋問で得た自供から早良親王が関与していたことが分かり、親王の乙訓寺への出置、自ら飲食せざるままの淡路への移送過程で死亡するという顛末が知られるのであるが、桓武天皇の改定を経た現行本では犯人らの推問記事は簡略になり早良親王が関与したという自供部分は削られ、親王については天智、光仁、聖武の三陵に廢太子の報告をしたという記事を係記するだけである。いうまでもなく桓武天皇の改定は早良親王の御霊を恐れたことにより行われたのであるが、原撰と改訂版とでは同一史料を使いながら早良親王の事件への関与に関し史料の取捨により、前者では明示、後者では隠蔽していることになる。即ち種継暗殺事件関係の記事から、国史の撰述過程で史料自体の改竄は行われていないにしても、取捨により実態とは異なる歴史像の形成がなされている可能性が考えられ、政治的意図による改変があることを無視することはできないように思われる。種継暗殺事件は政治性を帯びる事件の記述について撰述過程の内幕を示す例であり、やはり国史の記述を素直に読むでは済まないところがあると考えるのである。要は多分に政治性を帯びる国史のような記録書を読むにあたっては、端から疑ってかかったり逆に信拠することは当たらず、適切な史料批判が求

められるのであろう。

以上著者の国史を読むにあたっての方法について筆者の所感を記したが、次に第一部、第二部の内容についてみてみたいと思う。

(二)

第一部第一章では三條西本以下の『日本後紀』の写本および版本について要を得た説明を行い、明治十六年に刊行された本朝六国史本以下の刊本については例言、凡例を紹介している。三條西本と柳原本、塙本の異同については悉皆調査した結果を示し、次いで黒板伸夫氏とともに筆者が関わった訳注日本史料本『日本後紀』の校訂、注釈に言及されている。三條西、柳原、塙三本の間の異同は『日本後紀』の伝写本研究上の基礎事項であり、著者が作成した調査結果の提示は今後の研究を裨益することが確実である。訳注日本史料本に関してはすでに発表されている諸家の批評を紹介し、著者の所見を展開している。筆者はこの本の難点、欠点については著者を含め諸家の指摘を甘受し学恩として有りがたく思うものである。猶、付言すると訳注日本史料本は昨年十二月に刊行した第三刷において技術的に可能な範囲内ではあるが補訂を行っている。筆者らは訳注日本史

料本の底本として谷森善臣旧蔵稿本を用いたが、底本に何を使用するかは頭を悩ますところであり、著者の三條西本、柳原本、稿本、また新訂増補国史大系本を用いることの適否についての所論に同感するものである。

第二章では編者として名を連ねる藤原緒嗣の『日本後紀』への関与を論じている。この問題については既に坂本太郎氏の研究があり（『六国史』吉川弘文館、一九七〇年）、緒嗣の批判精神が編纂に影響を及ぼし、天皇に対する論贊や官人の薨卒伝、大同改元非礼論などにそれを見ることができ、和歌の載録をもつて緒嗣の国風尊重の姿勢を看取することができる。論じられている。確かに『日本後紀』の遠慮のない人物評は一の特徴であり、延暦二十四年の桓武天皇の御前で三十二歳の緒嗣が年齢が倍もある老練な菅野真道を相手にして堂々とした論陣を張っているところを見ると、政府に富み批評精神に優れていたことを窺知しうるようであり、官人の薨卒伝や天皇の論贊において右精神が発揮された可能性が考えられるのである。これに対し著者は緒嗣の官歴を追い、大同年間から弘仁にかけて緒嗣がしきりに上奏を行うなど政治に積極的に関与しているもの、天長年間になると提言が見られなくなり、頻繁に病弱を理由にして公卿としての職を辞することを求める上表を行うようになって注目に値し、政界から身を引こうとしている緒嗣

が国史編纂に関心を持つことは考え難いとし、緒嗣の『日本後紀』編纂への関与を積極的に評価することはできないと結論づけている。著者は柳宏吉氏「石川名足、上毛野大川の国史選修」（『日本歴史』七七号、一九五四年）を参考にし、『日本後紀』編纂者としての緒嗣の立ち位置は多分に筆頭公卿、左大臣としての参画であり、実務面ではあまり関与していなかったとされている如くであり、『日本後紀』薨卒伝の厳しい人物評や国風文化の尊重は編者個人の意向というより、当時の時代風潮によると理解されるという。

右に紹介した著者の理解は真に論理的であり少なからざる論者により採られている所見であるが、翻って思うに緒嗣の度重なる辞表は天皇のるところとならず、受理されたのは没年でもある致仕、七十歳になった承和十年のことであり、そこに至るまでの間天長元年には勅語により宮城辺に近侍して政務を行うことになり、更に曹司居住から太政官厨家西町に全住することを認められ政務にしたがっているのである。承和四年十二月の緒嗣辞表に対して出された内侍宣では日々の太政官での政務に当たらなくても国老として国家の政事に当たることを言い、今後は辞表の提出をしてはならないと指示している。太政官の政務に上卿として当たるとは必要はないが、謂わば顧問格として大所高所から国政指導に当たれということであり、異例のあり方

ながら緒嗣は死ぬ直前まで朝政に関与していたことが分かる。『続日本後紀』承和十年七月庚戌条の緒嗣薨伝には「暁達政術、臥治王室、国之利害、知無不奏」とあり、この文句は緒嗣の朝政への参画のあり方をよく示していると考えられる。筆者は国史編纂という行為が現実政治とは一歩距離があることを考慮すると、日々、上卿として政務に追われる公卿より大所高所に身を置く緒嗣のような人物が当たるのが相応しいのではないかと思うのである。厳しい人物評や国風文化の尊重が当時の風潮であったにしても、それを国史編纂に当たっての基調とするとなると一の契機が必要であり、筆者は『日本後紀』の編纂の実務に緒嗣が関わり、その特色に緒嗣が密接していたとする理解は否定しがたいのではないかと考えるのである。

即ち筆者は緒嗣の官歴より病弱を言いながらも朝政において大所高所の立場にあり、国史編纂に相応しい公卿であったとみるのであるが、ここで稍飛躍があると思うものの司馬遷の『史記』巻一二〇の汲黯伝を想起する。漢の武帝に仕えた汲黯は伝によると多病で性倨、礼少なく、面折して（面と向かって人の欠点、過失をいさめる）人の過ちを容赦することなく、好んで皇帝に対し直諫を行い、多病のため臥して政に当たったという。武帝が頻りに行った匈奴征討の軍興には停止すべきだとする旨の上言をおこなっている。筆者は右に紹介した汲黯の人柄

や多病、臥治、軍興停止を求める政論が緒嗣に通じていると思わざるを得ないのである。『史記』は大学の令規教科書にはなっていないが、『漢書』『後漢書』とともに三史として日本古代の官人社会で広く読まれた歴史書であり、緒嗣が読んでいたことは十分に考えられるように思う。筆者は汲黯と緒嗣が生来的に似ていた可能性が考えられるとともに、緒嗣が汲黯を模して多病の身で面折、直諫、そして臥治を行ったのではないかと思う。辛辣な官人評価は面折に通じ緒嗣は生来的に批判精神を持つ一方で、汲黯に倣うところがあつたとみてよいと考える。筆者は緒嗣の批判精神を時代風潮の中に解消するのでは済まず、独特の個性であり、『日本後紀』の人物月旦を緒嗣の人柄に結び付け得る可能性を否定しがたいとみるのである。

第三章では桓武天皇が自分の後継として、平城→嵯峨→淳和と伝えることを意図した勅が出されていたとする所説の批判を行ってゐる。筆者は歴史事実として桓武の後継は右の順になっているものの、嵯峨は即位すると皇太子に大伴皇子⇨淳和天皇でなく平城皇子、高岳親王を当てており、桓武勅に信拠性を見出すことはできないとみているが、著者は桓武勅の出所とされる『東宝記』の史料性を吟味し、桓武勅に否定的にならざるを得ないことを詳述している。著者は桓武が三皇子の兄弟継承を考えたとすれば、壬申の乱のような皇統分裂、また自分と早良

親王との関係のような不安定な状況の出来を憂慮したのではないかとの疑問を呈しているが、同感である。

第四章では『日本後紀』における平城上皇についての記述のあり方を取り上げ、上皇の動向に対しはつきりとした批判的立場をとりつつ、薬子の変では責任者として藤原仲成と薬子をあげるだけで上皇に関し批判的な言辞を行っていないとし上皇を首謀者とするのは当たらず、仲成・薬子兄妹が首謀者だったとの主張を行っている。この事変に仲成・薬子兄妹が首謀者として関与していたことは、乱勃発直後に布告された『日本後紀』弘仁元年九月丁未条の宣命で兩人を非難し位階を奪い仲成は佐渡権守に貶降し薬子は宮中からしりぞける決定をしていることから明白であるが、ここで平城上皇については一言も言及していないことから著者は上皇は関わっていないとする所見を導いているのである。しかし『日本後紀』翌々九月庚戌条の詔では伊勢行幸に発向しようとした上皇に対し中納言藤原葛野麻呂が薬子と姻戚の關係（姻戚關係とされる）があるが、ここは情報交關係であろう。因みに佐伯有義氏は増補六国史本『日本後紀』でムツビと訓んでいる）にありながら墜志をもって諫争し、藤原真雄は命を捨てて諫めたことを以って、前者は重罪をゆるし後者は官位を上賜するとしており、諫争という言葉からみて上皇が単に仲成・薬子にのせられただけでなく、自らも確信

太平和典著『日本後紀の研究』（森田）

をもって発向した様子が看取されるように思われるのである。諫争なる語から嵯峨天皇側が上皇がいさめられるべき行動に出たことと認識していたと判断してよいのではないか。筆者は乱勃発時から上皇の行動は指弾されてしかるべきものとみられていたと断じてよく、其れゆえに行幸が不可能になり平城宮へ戻ると剃髪という行為に出たとみるのである。仲成、薬子、上皇の謀議がどういう実態であったかは知る由がないが、三人の間で伊勢行幸に発向するという合意があったことは否定しがたいと考えるのである。この合意に基づき発向に取り掛かるという最終決定をしたのは上皇だろうから、上皇が主謀者、責任者と見られても仕方がないところがあったのではないかと思う。かく考えることから筆者は、薬子の変を平城上皇の乱ととらえても、的はずれという事にはならないと推断するのである。

猶、『日本後紀』弘仁元年九月丁未に見える宣命詔は親王以下諸王、諸臣、天下公民を対象とするものと山陵を対象とするものとの二つあり、ともに仲成の悪事として、

其兄仲成、己_我妹_乃不能_所手_波不_教正_之言_還恃_其勢_焉、以_虚詐_事、先_帝乃_親王_・夫_人平_凌侮_焉、棄_家乘_路焉、東_西辛_苦世_之乎、
という文辞を含んでいる。先帝_〓桓武天皇の親王母子の凌侮について伊予親王母子の幽閉事件と佐味親王母子への鹿言逆行事件が考えられ、両者のいずれかないし双方を含むという所見が

あり、訳注日本史料本『日本後紀』の頭注では伊予親王事件を
考え著者は佐味親王事件絡みとする方に傾いているようであ
る。筆者は右引文を再読してみるに、右引文の「虚詐事」は「先
帝」以下と繋がり「虚詐ノ事ヲ以テシ、先帝ノ親王…」と読む
のが自然な文脈とみてよく、虚詐のこともって行つた行為と
して親王母子凌侮事件があり、「棄家…」せしめたことがあつ
た、という文章になろうかと思われる。「以虚詐事」までと「先
帝」以下とを別個の文章とみるのが全く不可能という事では
ないが、文章の流れをみれば虚詐のことを以って先帝の親王母
子を凌侮したという事に落ち着くとみるのが大方のとるところ
であろう。因みに増補六国史本『日本後紀』で佐伯有義氏は右
のような読み方をされている。もつとも佐伯氏は先帝を嵯峨天
皇の直前の天皇と解し平城天皇と考えているが、これは不可解
な解釈と言わざるを得ず、ここは桓武天皇と解すべきだろう。
それはおいて虚詐のこともってする親王母子凌侮事件となる
と、伊予親王母子事件は合致するが、佐味親王母子事件の
方は当世風に言えばセクハラ事件の被害者をかくまった親王母
子への嫌がらせであり、「虚詐事」とは一応一線を画している
と思われる。「棄家乗路^弓東西辛苦^{世之辛}」とは家を離れ車に乗
り東西に逃げまわる苦辛に陥らしめたということで、佐味親王
母子事件を伝える『日本後紀』の仲成射殺に続く伝記では佐味

親王母子に対し麿言逆行したとのみしか言わないが、実際には
母子は家にいることができず逃げ惑う事態になっていたのであ
る。即ち「棄家乗路」以下はあきらかに佐味親王母子絡みなが
ら、詔文の続き具合からみると「虚詐事」と関連していると思
われることになり、少なからず不可解な文章となるように思わ
れるのである。結局筆者は右引詔文には舌足らずなところがあ
り、語句を補えば「虚詐事」をもって伊予親王母子を凌侮して
幽閉、自死せしめ、其れとは別に佐味親王母子を凌侮し麿言逆
行して「棄家乗路…」せしめた、ということになるように思わ
れるのである。「以虚詐事」は伊予親王母子絡みとなるが、「親
王・夫人凌侮^弓、棄家…」は佐味親王母子事件に当り、正に舌
足らずの文章である。結局詔文のいう親王母子凌侮事件は伊
予、佐味両親王母子絡みとするのが妥当な解釈と考える。

以上煩瑣な議論を展開したが、『日本後紀』大同四年閏二月
甲辰条の安倍鷹野卒伝に見える伊予親王母子事件に坐した侍従
中臣王が袴を経ても服さないの、仲成・薬子と思われる辟臣
が平城天皇をそそのかして大杖を加えさせたとあるのに関し著
者は、二人の行為は伊予親王事件後の事であり、両人が事件に
関与していたことを示すことにはならないと述べている。仲
成・薬子のそそのかしだけをとれば著者のような結論を引き出
すことが可能であるが、仲成・薬子兄妹が事件に関与していな

かつたという事を引き出せないことも確かである。大同四年閏二月甲辰紀の記事からのみでは兄妹が伊予親王母子事件に関与していたか否かは分からないのであるが、弘仁元年九月丁未紀詔の仲成が「虚詐事」をもって親王母子を凌侮したという文句より、仲成が主体的に事件に関与していたと見てよく、中臣王に大杖を加えることをそそのかしたことに注目すると仲成が強い敵意を伊予親王に対して抱いていたことが推測されるのである。伊予親王母子事件の背景に嵯峨天皇・伊予親王派と上皇側の対立を指摘する研究があるが（櫻井潤「伊予親王事件の背景——親王の子女と文学を手がかりに——」、「古代文化」五六卷三号、二〇〇四年）、従うべき見解のようであり、平城上皇と嵯峨天皇の間には溝があり、この関係が大同から弘仁初にかけての朝廷内の動きに関わっていたのであろう。

(三)

第一部において『日本後紀』の伝写本や撰述過程、記述の特長等に触れたのに対し、第二部では近世に入って作られた『日本後紀』と称される二十巻本について検討を行っている。第一部が国史である『日本後紀』と同書が扱う平安初の時代絡みであるのと異なり、第二部は多分に近世における史学史絡みとい

太平和典著『日本後紀の研究』（森田）

う様相が濃厚である。

第五章では尾張藩で六国史の記事を編年順に並べて編んだ『類聚日本紀』と関係することが明らかにされている二十巻本『日本後紀』に関し前者の『日本後紀』に相当する部分と後者のいずれが先行するかで議論が分かれているところを著者は、尾張藩で『類聚日本紀』を編んでいたころの藩の蔵書目録に『日本後紀』なる書冊が見えないことに注目し、二十巻本『日本後紀』は『類聚日本紀』の『日本後紀』相当部分を流布させたものと結論づけ、その上で出典等の調査結果を示している。著者の研究により二十巻本『日本後紀』と『類聚日本紀』の関係について明解な断案が下されたのは大きな成果であろう。

第六章では『類聚日本紀』における『日本後紀』以外の五国史の分注および真本を得ていない『日本後紀』時代の本文、分注の出典調査を行い、第七章では幕府、諸藩における『日本後紀』の探索と復元事業に触れ、『日本後紀』に似た書冊について調査し、第八章では尾張藩における初代藩主徳川義文、二代光友の時代の藩儒の動向や業績について検討している。第九章では『日本逸史』延暦十三年十二月庚申条に『日本記略』によるとしてとられている「是日、幸加茂神社」について検討を行っている、この記事が二十巻本『日本後紀』に依拠している可能性を指摘し、『類聚日本紀』、二十巻本『日本後紀』は『水鏡』『扶

『桑略紀』の系譜を引く史料を基にしていると推測し、史実性如何に関しては信拠を欠くとの結論を出している。

以上太平和典氏の新著の書評を行ってきたが、第二部については近世の学問興隆に関わり興味深く注目すべき業績と言つてよいと考えるが、何分筆者が近世の学問史に疎いことがあり、簡略な紹介をするにとどめた。止まれ筆者にとり本書は真に刺激的であり、多々啓発賜わった。小文執筆に当たつては忌憚のない評語を連ねたが、評者の浅識による佞評、非礼に渉る部分については著者の有免を仰ぐ次第である。

(もりた てい・群馬大学名誉教授)